

平成 29 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	03	01	03	134210	障がい者等相談支援事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-5	福祉の充実			
	施策	3	障がい者福祉の充実			
目的	障がいのある方の福祉サービス利用や日常生活の相談支援					
対象	身体・知的・精神・難病患者等で障がいのある方					
意図	障がいのある方の自立した日常生活及び社会生活を支援するための相談支援を実施する					
事業概要 …上記目的を実現するための事業手法を記載すること						
○相談支援 相談支援事業委託 3事業所 花巻市地域自立支援協議会運営委託 相談員（ろうあ者、障がい者、身体障がい者、知的障がい者）、支援員（精神障がい者）の設置、相談支援体制の強化を図るための経費						
○各種団体補助 身体障害者福祉協会事業補助金 手をつなぐ育成会事業補助金						
○第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画策定 H30年度～H32年度の障がい福祉サービス量等の実施計画策定						
○障がい児・障がい者支援施設整備事業補助（繰越明許費） 生活介護事業所（新築）への補助						
市民参画の有無 []						
市民協働の形態		共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定		
		後援・協賛	○補助・助成	○委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
①	相談支援事業所相談件数	件	計画	13,500	13,500	
			実績	12,775	14,149	
②			計画			
			実績			
③			計画			
			実績			
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
①	障がいへの理解が進んでいると思う市民の割合 【まちづくり市民アンケート結果】	%	目標	38.0	31.5	
			実績	34.4	36.4	
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	○	目標値より高い	概ね目標値どおり	目標値より低い		

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
当該事業においては、成果指標を「障がいへの理解が進んでいると思う市民の割合」としている。目標値を平成26年度を34.0%、平成27年度を36.0%、平成28年度を38.0%と、毎年度2.0%増と設定していたが、平成25年度から平成27年度までの実績値が30%台から31%台で推移し、目標値と実績値との乖離が大きくなったことから、平成29年度の目標値を、実績値を考慮した目標値として再設定した。 平成28年10月岩手国体後に行われた希望郷いわて大会（全国障がい者スポーツ大会）が岩手県内各地で開催されたことなどにより、市民の障がいへの理解が進んできていると思われる。		
目的妥当性	公共関与の妥当性 <input type="radio"/> 妥当である <input type="radio"/> 見直し余地がある <input type="radio"/> 妥当でない	障害者総合支援法により市町村の責務として規定された事業である。
有効性	成果の向上余地 <input type="radio"/> 向上余地がある <input type="radio"/> 向上余地がない	障がい者は増加傾向にあり、求められるサービスも多岐にわたっており、今後も支援が必要である。
効率性	事業費・人件費の削減余地 <input type="radio"/> 事業費の削減余地がある <input type="radio"/> 人件費の削減余地がある <input type="radio"/> どちらも削減余地がない	相談内容が複雑化し、解決やサービス利用につながるまで時間を要するケースが増加しており、相談支援体制の強化が必要である。
公平性	受益と負担の適正化余地 <input type="radio"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="radio"/> 費用負担の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である	広報への情報掲載や相談支援事業の実施により障がいサービスの周知をしているが、更なる情報提供が必要である。
総合評価 …上記評価結果の総括		
障がいのある方が地域で安心して生活するために、障がい福祉サービスを適切に利用できるよう支援していく。また、障がいの理解を市民に深めていただくことは重要であることから、障がい者作品展や、障がいに関する講演会等の開催を行い、市民の理解を促す取組を継続して行う。		

平成 29 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

担当部署 部名 健康福祉部 課名 障がい福祉課 担当係長 鈴木淳子 内線 503

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

(単位：千円)

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	03	134210	障がい者等相談支援事業

単位：千円

		28年度 決算額(A)	29年度 決算額(B)	30年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		47,233	48,746		1,513
財源内訳	国・県	2,258	2,638		380
	地方債				
	その他	7,200			△ 7,200
	一般財源	37,775	46,108		8,333

※特定財源の内訳

・国庫支出金	1,516	地域生活支援事業補助金	(1,516)	(補1/2)
・県支出金	1,122	地域生活支援事業補助金	(758)	(補1/4)
		市町村事務処理交付金	(364)	

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---	-------	------	-----------------

部重点施策における目標
障がい者が自立した生活を送っています。

事業開始の背景・経緯
障害者総合支援法に基づく市町村の責務として、相談支援体制を整える。(法第2条第1項2)

事業概要

○相談支援
相談支援事業委託 3事業所
花巻市地域自立支援協議会運営委託
相談員(ろうあ者、障がい者、身体障がい者・知的障がい者)、支援員(精神障がい者)の設置、相談支援体制の強化を図るための経費

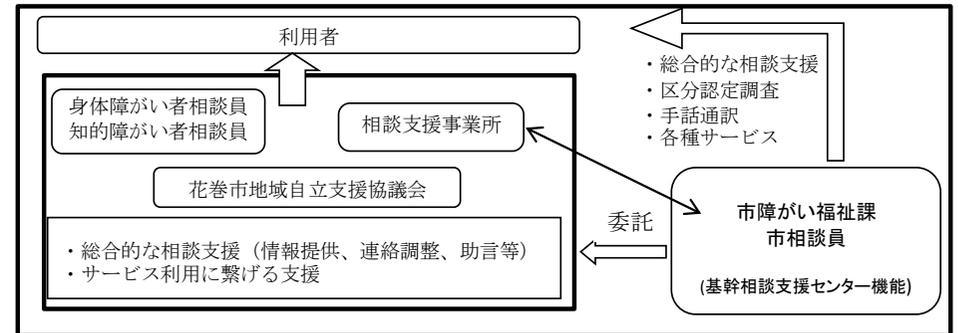
○各種団体補助
身体障害者福祉協会事業補助金
手をつなぐ育成会事業補助金

○第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画策定
H30年度～H32年度の障がい福祉サービス量等の実施計画策定

○障がい児・障がい者支援施設整備事業補助(繰越明許費)
生活介護事業所(新築)への補助

意見・要望等の状況(市政懇談会や支所執務、議会答弁対応その他意見・提言等)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】



- 1 相談支援 38,927千円 (H28 38,559千円)**
 - ①相談支援事業委託 27,132千円**
 委託先:しおん(光林会)、こぶし相談室(ふれあいの里福祉会)
 あげぼの(花巻市社会福祉協議会)
 - ②花巻市地域自立支援協議会運営委託 1,860千円 (H28 1,384千円)**
 委託先:あげぼの(花巻市社会福祉協議会)
 - ③相談員設置 9,229千円 (H28 9,593千円)**
 障がい者等相談員2名、ろうあ者等相談員1名、
 精神障がい者生活支援員1名 8,168千円
 身体障がい者相談員19名、知的障がい者相談員7名 1,061千円
 - ④意思疎通支援事業 323千円 (H28 222千円)**
 手話通訳者・奉仕員派遣:謝礼金(派遣手当) 319千円 加入ボランティア保険 4千円
 - ⑤相談支援体制強化(基幹相談支援センター機能) 316千円**
 謝礼金 8千円 費用弁償 1千円 消耗品費 69千円 燃料費 12千円
 通信運搬費 18千円 自動車借上料 208千円
 - ⑥その他経費 67千円**
 費用弁償 11千円 通信運搬費 32千円 消耗品費 24千円
- 2 各種団体補助 1,024千円 (H28 1,106千円)**
 身体障害者福祉協会事業補助金 600千円
 手をつなぐ育成会事業補助金 424千円
- 3 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画策定 1,595千円**
 委託料 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画策定調査業務委託 1,512千円
 通信運搬費 アンケート返信料金 83千円
 ※障がい福祉計画 H30～32年度の障がい福祉サービス量等の実施計画策定
 (障害者総合支援法第88条)
 ※障がい児福祉計画 改正法(H30.4.1施行)で策定義務付け(児童福祉法第33条の20)

平成 29 年度事業説明資料 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	03	134210	障がい者等相談支援事業

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること

【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

3 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画策定（前項より）

①調査対象

障がい者：身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者から無作為2,000名抽出
障がい児：身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者全員

②調査項目

- ・属性(性別、年齢、居住地域、障がい種類等)
- ・生活状況 ・ 介助状況 ・ 福祉サービス ・ 就労状況 ・ 医療、保健
- ・通園、通学、仕事 ・ 地域生活等 ・ 意見自由記載

③計画策定スケジュール

H29年4月 委託契約手続き
H29年4月 契約期間開始(委託期間6ヶ月)
H29年5月 花巻市自立支援協議会への1回目の協議
H29年6月 ニーズ調査(アンケート調査)
H29年9月 調査成果品分析
H29年9月 花巻市地域自立支援協議会へ2回目の協議
H29年11月 障がい者団体への聞き取り
H29年12月 計画素案策定
H30年2月 花巻市地域自立支援協議会へ報告
H30年2月 県へ意見聴取
H30年3月 計画策定

4 障がい児・障がい者支援施設整備事業補助（繰越明許費） 7,200千円

①概要

社会福祉法人光林会が運営するルンビニー苑デイセンター（生活介護事業所）の整備に対し補助金を交付し、障がい者の自立を支援する。

②経緯

光林会は、生活介護利用者の高齢化・重度化に対応するため、バリアフリー化、特浴設備等の整備のため、改築を予定していた。（H28年度当初予算 補助金 800千円）
しかし、当該建物の老朽化により改築が困難と判断し新築に計画変更し、当該補助金も新築による申請に変更することとなった。
（H28年度6月補正予算 7,200千円－800千円＝6,400千円）

③補助金額

生活介護事業所 新築 1件 7,200千円

④整備事業の状況

ルンビニー苑デイセンター（生活介護事業所）

補助金交付申請：平成28年8月29日提出

工期（当初）：平成28年9月29日～平成29年3月28日

※ 工事作業員の手配調整に時間を要したため、工期を延長した。

工期（変更後）：平成28年9月29日～平成29年4月28日

事業完了報告書：平成29年4月27日提出（工事完了 4月24日）

平成 29 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	03	01	03	134220	障がい者地域生活支援事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-5	福祉の充実			
	施策	3	障がい者福祉の充実			
目的	障がい者の地域生活および社会生活を細やかに支援する。					
対象	身体・知的・精神及び難病患者等で障がいのある方					
意図	福祉サービス補助・手当等給付を実施し、障がい者（児）の自立と社会参加が図られる。					
事業概要 …上記目的を実現するための事業手法を記載すること						
○地域生活支援 地域生活支援事業委託（声の広報・点訳広報、奉仕員養成他）、地域生活支援事業補助（日常生活用具、訪問入浴サービス、日中一時支援他）、更生訓練費、就職支度金、職親委託、後見人養成事業 ○補助・給付等 難聴児補聴器購入費補助、身体障害者住宅改造事業補助 福祉タクシー券給付、酸素濃縮器使用助成 特別障害者手当等給付、在宅重度障害者家族介護慰労手当 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付 障がい者スポーツレクリエーション交流会開催、車いす健康診査委託						
市民参画の有無 【 】						
市民協働の形態		共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定		
		後援・協賛	補助・助成	委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
①	ボランティア養成事業参加者	人	計画	50	50	/
			実績	16	19	
②			計画			/
			実績			
③			計画			/
			実績			
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
①	手話通訳奉仕員養成講座修了者数	人	目標	10	10	/
			実績	10	10	
②			目標			/
			実績			
③			目標			/
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		<input type="radio"/>	概ね目標値どおり		目標値より低い

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
地域生活支援事業において点訳、要約筆記、手話通訳ボランティア養成事業を実施（委託先：花巻市社会福祉協議会）しているほか、平成25年度より手話奉仕員の養成が市町村の必須事業とされたことに伴い、手話奉仕員養成講座を実施（委託先：岩手県聴覚障害者協会花巻支部）し、奉仕員の養成を行っている。		
目的妥当性	公共関与の妥当性	障害者総合支援法に基づく事業及び障がい者福祉の向上のため市で実施する必要がある
	<input type="radio"/> 妥当である <input type="radio"/> 見直し余地がある <input type="radio"/> 妥当でない	
有効性	成果の向上余地	制度を知らないためサービス利用につながらないというアンケート結果があり、更なる周知が必要
	<input type="radio"/> 向上余地がある <input type="radio"/> 向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	障害者総合支援法に基づく事業であり、事業費は年々増加しているため、削減の余地はない
	<input type="radio"/> 事業費の削減余地がある <input type="radio"/> 人件費の削減余地がある <input type="radio"/> どちらも削減余地がない	
	受益と負担の適正化余地	
<input type="radio"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="radio"/> 費用負担の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である		
総合評価 …上記評価結果の総括		
障がい者の地域生活および社会生活を支援するための事業を実施していく。また、障がい者の日常生活に必要な補助・給付等の制度について周知を行い、引き続き実施していく。		

平成 29 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

担当部署 部名 健康福祉部 課名 障がい福祉課 担当係長 鈴木 淳子 内線 517

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

(単位：千円)

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	03	134220	障がい者地域生活支援事業

単位：千円

	28年度 決算額(A)	29年度 決算額(B)	30年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費	125,410	123,334		△ 2,076
財源内訳	国・県	60,168	56,943	△ 3,225
	地方債			
	その他			
	一般財源	65,242	66,391	1,149

※特定財源の内訳

- ・国庫支出金 47,182 特別障害者手当 (28,484) (負3/4) 地域生活支援事業費 (18,698) (補1/2)
- ・県支出金 9,761 地域生活支援事業費 (9,349) (補1/4) 難聴児補聴器 (18) (補1/2)
小児慢性特定疾病 (83) (補1/2) 在宅酸素濃縮器使用助成 (311) (補1/2)

事業期間	単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	-------	------	-----------------

部重点施策における目標

障がい者が自立した生活を送っています。

事業開始の背景・経緯

障害者総合支援法に基づく市町村事業として、地域生活に即した障害福祉サービスの提供及び各種助成事業の実施、法に基づく手当の支給を行う。

事業概要

○地域生活支援

地域生活支援事業委託（声の広報・点訳広報、奉仕員養成他）、地域生活支援事業補助（日常生活用具、訪問入浴サービス、日中一時支援他）、更生訓練費、就職支度金、職親委託、後見人養成事業

○補助・給付等

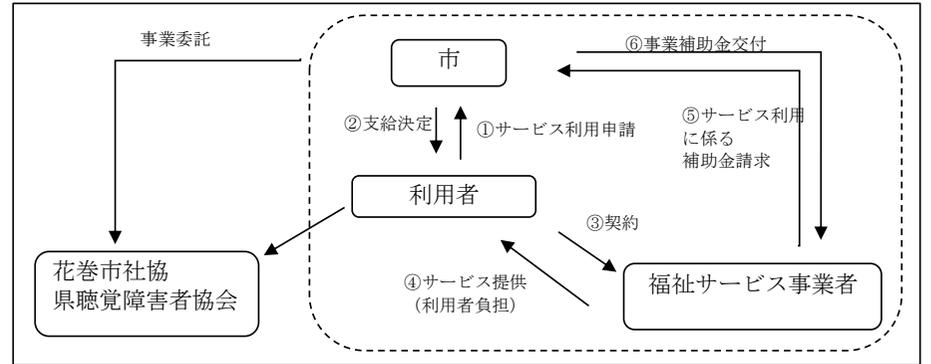
- 難聴児補聴器購入費補助、身体障害者住宅改造事業補助
- 福祉タクシー券給付、酸素濃縮器使用助成
- 特別障害者手当等給付、在宅重度障害者家族介護慰労手当
- 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付
- 障がい者スポーツレクリエーション交流会開催、車いす健康診査委託

意見・要望等の状況（市政懇談会や支所執務、議会答弁対応その他意見・提言等）

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

1 地域生活支援 73,488千円 (H28 73,837千円)

障害者総合支援法第77条及び第78条に基づき、市町村の地域性に併せた福祉サービスを提供



①地域生活支援事業委託料 3,675千円 (H28 3,597千円)

視覚・聴覚障害者生活支援、要約筆記ボランティア養成・派遣、声の広報・点訳広報、福祉機器リサイクル、点訳ボランティア養成、手話通訳者ボランティア養成 → 市社会福祉協議会へ委託 2,918千円

手話奉仕員養成 → 聴覚障害者協会へ委託 757千円

②地域生活支援事業補助金 68,373千円 (H28 68,800千円)

- ・日常生活用具給付 25,274千円 (H28 25,589千円)
ストマ21,830千円+その他3,444千円=25,274千円
- ・自動車改造 100千円 (H28 312千円)
実績 1件×100千円
- ・運転免許取得 0千円 (H28 0千円)
実績 0件
- ・訪問入浴 11,667千円 (H28 10,750千円)
実績 延べ161名 延べ954回 (H28:延べ150名 延べ882回)
- ・移動支援 1,306千円 (H28 1,232千円)
対象：視覚障がい者、脳性麻痺全身障がい者、知的・精神障がい者
実績 延べ163名 (H28:156名)
- ・日中一時支援 14,501千円 (H28 15,257千円)
実績 延べ562名 (H28 483名)
- ・利用者負担補助金 2千円
実績 1名

平成 29 年度事業説明資料 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	03	134220	障がい者地域生活支援事業

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること	【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】										
<p>・地域活動支援センター(Ⅱ型)事業 1,277千円 (H28 1,106千円) ※実績 延べ69名 (H28：83名)</p> <p>・芸術文化講座開催 549千円 (H28 549千円)</p> <p>・地域活動支援センター(Ⅰ型)事業補助 13,517千円 (H28 13,819千円) 障がい者に創作活動や生産活動の機会を提供し、社会参加促進を図るとともに、専門職員を配置し、他機関との連携強化のための調整や、障がいへの理解促進を図るための啓発事業を行う</p> <p>・憩いの場開放事業補助 180千円 (H28 180千円)</p> <p>③給付事業 ・更生訓練費 0千円 (H28 0千円) ・就職支度金 0千円 (H28 0千円)</p> <p>④職親委託 1,440千円 (H28 1,440千円) 知的障害者の就労の推進を図るため、職親に生活指導・技能取得訓練等を委託 職親4人に対し知的障がい者4人を委託</p> <p>⑤後見人養成事業 ・実績 H29：0千円 (H28 0千円)</p> <p>2 補助・給付等 49,846千円 (H28 51,573千円)</p> <p>①難聴児補聴器購入助成補助 36千円 (H28 73千円) 身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等程度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成 対象者：両耳の聴力レベルが30dB以上又は30dB未満で医師が必要と認めたもの 負担割合：県1/3、市1/3、自己負担1/3 ※実績：H29：1台36千円、H28：1台73千円、H27：1台73千円</p> <p>②身体障害者住宅改造事業補助 0千円 (H28 931千円) 対象者：身体障害者(1級～3級) 補助対象工事費：上限65万円 補助額：対象工事費の2/3(上限43.3万円) ※実績：H29 0千円、H28：3件931千円、H27：1件374千円</p> <p>③福祉タクシー給付 8,898千円 (H28 8,733千円) 対象者：身体障害者(1級～2級等)、知的障害者 A程度、精神障害者 1級 助成額：500円券の場合 交付枚数：1月あたり3枚(年間36枚) 100円券の場合 交付枚数：1月あたり15枚(年間180枚) ※実績：H29：500円券 688件 23,635枚、100円券 6件 980枚 H28：696件 22,875件、H27：682件 22,002件</p>	<p>④酸素濃縮器使用助成 623千円(H28 674千円) 在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害者に対し、酸素濃縮器使用に係る電気料金を助成 ・実績 H29：40人 (H28：47人)</p> <p>⑤特別障害者手当等給付 38,032千円(H28 39,732千円) 支給月：5月期(2～4月分)、8月期(5～6月分)、11月期(8～10月分)、2月期(11～1月分) ・特別障害者手当 実績 延べ 1,054人 28,261,160円 (H28年度 延べ1,103人 29,555,690円) ・障害児福祉手当 実績 延べ 670人 9,770,840円 (H28年度 延べ698人 10,176,640円) ※国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、特例水準の解消のため 支給水準の是正が実施される。(毎年1月額改定：消費者物価指数を反映)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別障害者手当</th> <th>障害児福祉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26. 4月分～ 26,000円</td> <td>H26. 4月分～ 14,140円</td> </tr> <tr> <td>H27. 4月分～ 26,620円 (2.4%)</td> <td>H27. 4月分～ 14,480円 (2.4%)</td> </tr> <tr> <td>H28. 4月分～ 26,830円 (0.8%)</td> <td>H28. 4月分～ 14,600円 (0.8%)</td> </tr> <tr> <td>H29. 4月分～ 26,810円 (-0.19%)</td> <td>H29. 4月分～ 14,580円 (-)</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑥在宅重度障害者家族介護慰労手当 0千円 (H28 0千円) 福祉サービスを利用していない20歳以上65歳未満の重度障がい者を介護する家族に対し支給</p> <p>⑦小児慢性特定疾患児日常生活用具給付 166千円 (H28 127千円) 小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る ※実績：H29：1件 166千円 (パルスキネター) H28：3件 127千円 (ネプライザ®-2件、パルスキネター1件)</p> <p>⑧車いす健康診査委託 231千円 (H28 189千円) 車いす使用者の褥そう膀胱機能障害等の発生を予防すること目的に実施</p> <p>⑨障がい者スポーツレクリエーション交流事業 9千円 (H28 8千円) 三障がい者の健康増進と自立意欲の向上及び交流を目的に開催 H29：59名参加 (H28：53名参加)</p> <p>⑩その他経費 1,851千円(H28 1,106千円) 旅費10千円、需用費1,506千円、役務費335千円</p>	特別障害者手当	障害児福祉手当	H26. 4月分～ 26,000円	H26. 4月分～ 14,140円	H27. 4月分～ 26,620円 (2.4%)	H27. 4月分～ 14,480円 (2.4%)	H28. 4月分～ 26,830円 (0.8%)	H28. 4月分～ 14,600円 (0.8%)	H29. 4月分～ 26,810円 (-0.19%)	H29. 4月分～ 14,580円 (-)
特別障害者手当	障害児福祉手当										
H26. 4月分～ 26,000円	H26. 4月分～ 14,140円										
H27. 4月分～ 26,620円 (2.4%)	H27. 4月分～ 14,480円 (2.4%)										
H28. 4月分～ 26,830円 (0.8%)	H28. 4月分～ 14,600円 (0.8%)										
H29. 4月分～ 26,810円 (-0.19%)	H29. 4月分～ 14,580円 (-)										

平成 29 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-T	事業名	
一般	03	01	03	134230	障がい者自立支援事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-5	福祉の充実			
	施策	3	障がい者福祉の充実			
目的	障がいのある方が、その能力及び適正に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができる状態にしていく。					
対象	身体・知的・精神・難病患者等で障がいのある方					
意図	障害者総合支援法に基づく介護給付訓練等給付の福祉サービスの提供、医療費の給付により、障がいのある方の自立した日常生活及び社会生活を支援する。					
事業概要 …上記目的を実現するための事業手法を記載すること						
<input type="checkbox"/> 介護給付・訓練等給付 居宅介護、生活介護、施設入所、就労支援、自立訓練等に係るサービス利用に対する給付給付に必要となる障がい支援区分認定調査員の設置 <input type="checkbox"/> 補装具給付 車いす、補聴器、義足等の補装具購入費用への給付 <input type="checkbox"/> 自立支援医療給付 更生医療、育成医療、療養介護医療 <input type="checkbox"/> 障がい者雇用促進支援事業奨励金 障がい者の短期実習に対する民間企業への補助 <input type="checkbox"/> 在宅超重症児（者）等短期入所受入支援給付 在宅超重症児（者）及び準超重症児（者）に短期入所サービスを提供した事業所への給付						
市民参画の有無 【 】						
市民協働の形態		共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定		
		後援・協賛	補助・助成	委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
①	自立支援給付決定者	人	計画	2,328	2,704	
			実績	1,954	2,137	
②			計画			
			実績			
③			計画			
			実績			
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
①			目標			
			実績			
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
目的妥当性	公共関与の妥当性	障害者総合支援法に基づく事業である。
	<input type="radio"/> 妥当である	
	<input type="radio"/> 見直し余地がある <input type="radio"/> 妥当でない	
有効性	成果の向上余地	制度改正があり、さらなる制度の定着
	<input type="radio"/> 向上余地がある	
	<input type="radio"/> 向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	障害者総合支援法に基づく事業であり、報酬等全国で定められた基準により実施。
	<input type="radio"/> 事業費の削減余地がある <input type="radio"/> 人件費の削減余地がある	
	<input type="radio"/> どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	障害者総合支援法に基づき適切に事務を行っている。
	<input type="radio"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="radio"/> 費用負担の見直し余地がある	
	<input type="radio"/> 適正である	
総合評価 …上記評価結果の総括		
障害者総合支援法に基づく介護給付・訓練等給付の福祉サービスの提供、補装具費、医療費の給付により、障がいのある方の自立した日常生活及び社会生活ができるようにした。また、障がい福祉サービスが適切に提供されるよう平成24年度から支給決定の際にサービス利用計画の作成（計画相談）を行うこととなり、平成27年度で利用者全員が計画相談を受け適切なサービス利用ができるようにした。		

平成 29 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

担当部署 部名 健康福祉部 課名 障がい福祉課 担当係長 大竹由香利 内線 512

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

(単位：千円)

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	03	134230	障がい者自立支援事業

単位：千円

		28年度 決算額(A)	29年度 決算額(B)	30年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		1,603,360	1,662,731		59,371
財源内訳	国・県	1,203,637	1,231,300		27,663
	地方債				
	その他				
	一般財源	399,723	431,431		31,708

※特定財源の内訳

・国庫支出金	813,449	自立支援給付費(777,669)(負1/2)	障害者医療費(31,880)(負1/2)	総合支援事業費(3,900)(補1/2)
・県支出金	417,851	自立支援給付費(388,834)(負1/4)	障害者医療費(15,940)(負1/4)	重度訪問介護(13,077)(補3/4)

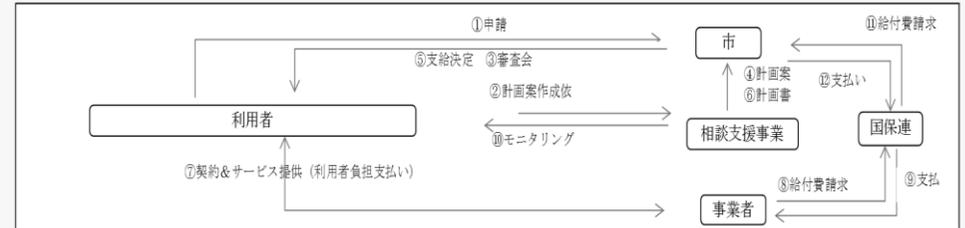
事業期間	単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
部重点施策における目標			
障がい者が自立した生活を送っています。			
事業開始の背景・経緯			
障害者総合支援法に基づく、介護訓練等給付、自立支援医療を実施			
事業概要			
○介護給付・訓練等給付 居宅介護、生活介護、施設入所、就労支援、自立訓練等に係るサービス利用に対する給付給付に必要となる障がい支援区分認定調査員の設置			
○補装具給付 車いす、補聴器、義足等の補装具購入費用への給付			
○自立支援医療給付 更生医療、育成医療、療養介護医療			
○障がい者雇用促進支援事業奨励金 障がい者の短期実習に対する民間企業への補助			
○在宅超重症児(者)等短期入所受入支援給付 在宅超重症児(者)及び準超重症児(者)に短期入所サービスを提供した事業所への給付			
意見・要望等の状況(市政懇談会や支所執務、議会答弁対応その他意見・提言等)			

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

1 介護給付・訓練等給付 1,576,763千円 (H28 1,520,648千円)

※公費負担割合：国1/2・県1/4・市1/4

1 介護給付・訓練等給付費 1,556,793千円 (H28 1,510,659千円)
居宅介護、生活介護、施設入所、自立訓練、就労支援等に係るサービス利用に対する給付。
また、サービス利用に係るサービス等利用計画の作成に対する費用の給付。



2 給付に係る事務費等 16,716千円 (H28 6,665千円)

- ア) 障害支援区分審査関係 3,844 千円
 - 審査会委員 報酬(10名) 773千円 (H28 783千円)
 - 費用弁償 16千円 (H28 17千円)
 - 障害支援区分認定調査員 2,188千円 (H28 2,185千円)
(非常勤職員)
 - 障害支援区分認定調査委託料 0千円 (H28 6千円)
 - 障害者支援区分審査に係る医師意見書作成手数料 867千円 (H28 995千円)
- イ) 国保連関係 1,640 千円
 - 自立支援給付支払審査手数料 1,640千円 (H28 2,031千円)
- ウ) システム関係 11,232 千円
 - システム改修委託料 10,584千円 (H28 -)
 - 審査システム借上料 648千円 (H28 648千円)

3 その他事務費 3,254千円 (H28 3,324千円)

- 臨時補助員賃金 1,560千円 (H28 1,639千円)
- 旅費 132千円 (H28 129千円)
- 需用費 706千円 (H28 509千円)
- 通信運搬費 533千円 (H28 726千円)
- 公用車借上料 323千円 (H28 321千円)

平成 29 年度事業説明資料 【 事後評価 】

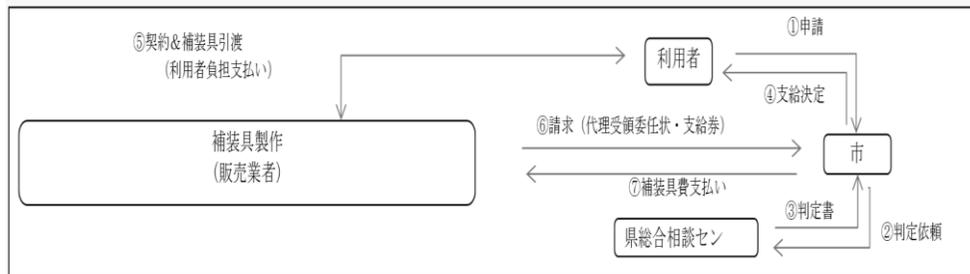
※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	03	134230	障がい者自立支援事業

(単位：千円)

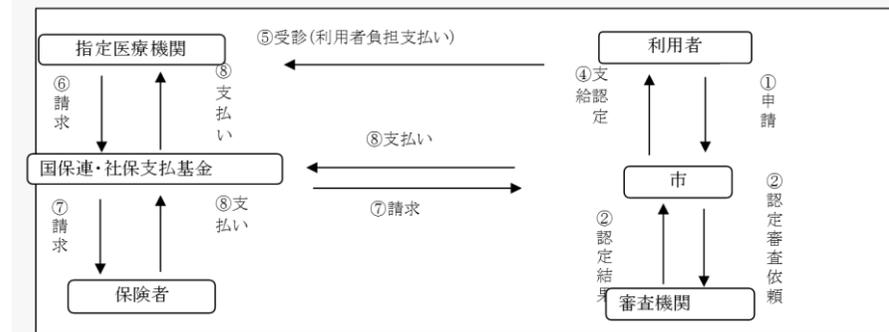
《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること 【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

2 補装具給付 22,046千円 (H28 24,228千円) 公費負担割合：国1/2・県1/4・市1/4
 身体の欠損や損なわれた機能等を補完し、代替するためのものとして、義手、義足、車いす補聴器等の補装具の購入等に対する費用への給付。
 【非課税世帯0円、課税世帯1割（月額37,200円上限） 残り9割～10割を給付】



3 自立支援医療給付 63,922千円 (H28 58,466千円)

- 1 目的…身体の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度
- 2 対象者…更生医療：18歳以上の身体障害者の手帳の交付を受けた方が、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるもの
 育成医療：18歳未満の障害児において、その身体障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるもの
- 3 負担…自己負担：原則1割だが、世帯の所得区分により1月の負担限度額が設定される
 公費負担：保険者負担分から自己負担分を除いた分を公費で負担する
 (国1/4・県1/2・市1/2)



ア) 更生医療 43,710千円 (H28 37,164千円)
 ①腎臓 42,345千円 (H28 35,782千円)
 ②肢体・心臓 301千円 (H28 7千円)
 ③免疫 1,064千円 (H28 1,375千円)

イ) 育成医療 928千円 (H28 1,663千円)

ウ) 療養介護医療給付 19,123千円 (H28 19,478千円)
 入院等により、医療を必要とすると同時に常時介護を必要とする場合の医療費と食費の支給 利用者数19名
 医療分 15,391千円 (H28 15,775千円)
 食事分 3,732千円 (H28 3,703千円)

エ) その他事務費 161千円 (H28 161千円)
 自立支援医療・療養介護支払審査手数料 51千円 (H28 51千円)
 育成医療医師審査委託料 110千円 (H28 110千円)

4 障がい者雇用促進支援事業奨励金＝まひし創生事業(H28創設) 0千円 (H28 18千円)

- 【事業内容】障がい者雇用を考えている民間企業に対し、短期実習を受け入れた場合、奨励金を交付し障がい者雇用の拡大をはかる。
- 【対象】市内に住所のある障がい者で岩手労働局の職場実習推進事業を利用し、なお継続した実習を必要とする者
- 【奨励金】(1) 実習対象者1人当たり2,000円(日額)
 (2) 一つの職場で10,000円を上限とする。

- 【活用手順】
 ①労働局の職場実習推進事業(5日間)を終了したうえで更に職場に適するかどうか継続実習が必要な者は、当該事業の利用について実習事業所に申し入れを行い、市役所障害福祉課に「実習申込み書」を提出して申請する。
 ②市は、審査したうえで、適切と認められる場合、奨励金の交付決定。
 ③実習終了後、「実施報告書」を市に提出し、事業所に奨励金を振り込みする。

5 在宅超重症児(者)等短期入所受入支援給付(H29.10創設) 0千円

事業の対象となる医療的ケアを必要とする在宅の超重症児(者)及び準超重症児(者)に短期入所サービスを提供した事業所に対し、障がい福祉サービスの介護給付費に上乗せして給付費を給付することにより、短期入所事業の充実をはかる。

平成 29 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	03	01	06	134260	重度心身障がい者医療費助成事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-5 福祉の充実				
	施策	3 障がい者福祉の充実				
目的	重度心身障がい者の自立した生活を支援するため、経済的負担を軽減する。					
対象	重度心身障がい者本人及び保護者					
意図	医療費一部負担金の全部又は一部を助成することにより経済的負担が軽減され、自立した生活が図られる。					
事業概要 …上記目的を実現するための事業手法を記載すること						
○重度心身障がい者医療費助成事業 花巻市独自で、県単独医療費助成に上乘せ給付する。 対象者：身体障がい者手帳1・2級、障がい基礎年金1級等の障がい者 給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額 (受給者及び監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし) (就学前の児童は乳幼児医療費助成の例による額) 給付方法：就学前の児童のみ、医療費助成分を控除して窓口支払いする現物給付方式 【県基準】 給付額：1医療機関1月につき、入院5,000円、入院外1,500円を控除した額(受給者が3歳未満、主としてその者の生計を維持する者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし)						
市民参画の有無 【 対象外 】						
市民協働の形態		共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定		
		後援・協賛	補助・助成	委託		
活動指標 (上記「事業概要」に対応)		単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
①	重度心身障がい者医療費受給者証交付人数	人	計画	2,300	2,300	
			実績	2,314	2,290	
②	重度心身障がい者医療費給付額	千円	計画	228,000	219,000	
			実績	206,667	209,323	
③			計画			
			実績			
成果指標 (上記「意図」に対応)		単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
①			目標			
			実績			
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
/		
目的妥当性	公共関与の妥当性	就業機会に限られるケースが多く、経済的に自立した生活が困難である一方、医療機関で受診する回数が多い重度心身障がい者に対して医療費を助成することは妥当である。
	○ 妥当である	
	見直し余地がある	
有効性	成果の向上余地	対象者の把握については庁内関係部署と連携を図って漏れなく把握している。
	○ 向上余地がある	
	向上余地がない	給付額については県要綱より拡大して給付しており、現時点では向上の余地はない。
効率性	事業費・人件費の削減余地	事業費は医療給付費であり、受給者の受診状況に応じた予算措置が必要である。医療費給付システムの活用、一部事務の外部委託、事務内容の見直し等を行っているが、毎月の給付を限られた期間内に正確に行うためには、現在の業務時間は削減できない。
	○ 事業費の削減余地がある	
	人件費の削減余地がある	
公平性	受益と負担の適正化余地	受給資格の認定や自己負担額について、県要綱に準じて市の規則で定めている。
	○ 受益機会の見直し余地がある	
	費用負担の見直し余地がある	就業機会に限られるなど自立した生活が困難な重度心身障がい者に対して医療費を助成することは妥当である。
総合評価 …上記評価結果の総括		
重度心身障がい者の自立した生活を図るため、円滑かつ確実に助成を実施することにより、重度心身障がい者本人及び保護者の経済的負担を軽減する。		

平成 29 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

担当部署 部名 健康福祉部 課名 国保医療課 担当係長 佐藤 庸子 内線 533

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

(単位：千円)

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	06	134260	重度心身障がい者医療費助成事業

単位：千円

		28年度 決算額(A)	29年度 決算額(B)	30年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		206,667	209,323	227,000	2,656
財源内訳	国・県	91,155	93,490	99,782	2,335
	地方債				
	その他				
	一般財源	115,512	115,833	127,218	321

※特定財源の内訳

子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費助成事業補助金（県 補助率1/2）

事業期間 ○ 単年度繰返 期間限定 [平成 年度 ~ 平成 年度]

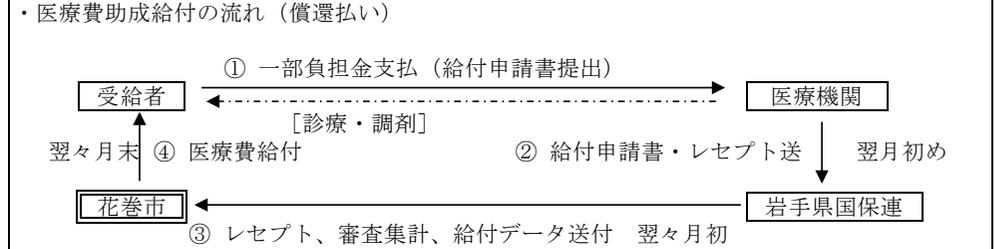
部重点施策における目標
障がい者が自立した生活を送っています。

事業開始の背景・経緯
岩手県の「乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱」が昭和48年10月1日から施行されたことにより、事業を開始し、現在に至っている。

事業概要

○重度心身障がい者医療費助成事業
花巻市独自で、県単独医療費助成に上乘せ給付する。
対象者：身体障がい者手帳1・2級、障がい基礎年金1級等の障がい者
給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額
(受給者及び監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし)
(就学前の児童は乳幼児医療費助成の例による額)
給付方法：就学前の児童のみ、医療費助成分を控除して窓口支払いする現物給付方式
【県基準】
給付額：1医療機関1月につき、入院5,000円、入院外1,500円を控除した額（受給者が3歳未満、主としてその者の生計を維持する者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし）
意見・要望等の状況（市政懇談会や支所執務、議会答弁対応その他意見・提言等）

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】



・医療費支給額内訳

		医療費給付額			県補助対象額	
入院外	自己負担 750円	市嵩上負担 750円	市負担額 1,500円を超えた1/2	県補助金 1,500円を超えた1/2	各保険者 高額療養費限度額を超えた額	
入院	自己負担 2,500円	市嵩上負担 2,500円	市負担額 5,000円を超えた1/2	県補助金 5,000円を超えた1/2	各保険者 高額療養費限度額を超えた額	

・事業費の内訳

医療給付費（一般）	124,721,026	(単位 円)
医療給付費（後期高齢）	84,601,865	
計	209,322,891	

平成 29 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-ド	事業名	
一般	03	02	01	134390	障がい児支援事業	
総合計画	分野	人づくり				
	政策	3-1 子育て環境の充実				
	施策	1 子育て支援の充実				
目的	障がい児が利用する施設の敵い団体に費用を補助または負担する。					
対象	障がい児のための施設を運営している団体					
意図	利用する児童の保護者の負担が高額にならずに利用できる。					
事業概要 …上記目的を実現するための事業手法を記載すること						
○障がい児利用施設の運営支援 わかば病棟いこいの家協会負担金 あすなる療育園協会加盟市町村負担金 イーハトープ養育センター事業補助金						
市民参画の有無 【 対象外 】						
市民協働の形態		共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定		
		後援・協賛	補助・助成	委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
①	あすなる療育園入所者数	人	計画	120	140	
			実績	120	140	
②	わかば病棟入所者数	人	計画	60	60	
			実績	57	58	
③	給食提供人数	人	計画	53	57	
			実績	54	61	
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
①			目標			
			実績			
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
目的妥当性	公共関与の妥当性 <input type="radio"/> 妥当である <input type="radio"/> 見直し余地がある <input type="radio"/> 妥当でない	障がい児の発達支援として、保護者、家族及び近親者を支援するものであり公共関与は妥当である。
有効性	成果の向上余地 <input type="radio"/> 向上余地がある <input type="radio"/> 向上余地がない	入所者数及びいこいの家利用者数はここ数年横ばいとなっているものの、継続的に施設の運営費を負担することにより、その維持管理が適切に図られ、障がい児を持つ親の支援が図られる。
効率性	事業費・人件費の削減余地 <input type="radio"/> 事業費の削減余地がある <input type="radio"/> 人件費の削減余地がある <input type="radio"/> どちらも削減余地がない	施設の維持管理費用と給食に係る費用についての最低限の事業となっている。
公平性	受益と負担の適正化余地 <input type="radio"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="radio"/> 費用負担の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である	利用者も制度に沿った自己管理をしているため適正と考える。
総合評価 …上記評価結果の総括		
○あすなる療育園協会加盟市町村負担金・わかば病棟いこいの家協会負担金 入所者と家族のふれあいのための面会、介護の際の宿泊等に利用する施設として、その利便性及び経済的負担の軽減など、重症心身障がい児を持つ家族や近親者にとっては必要不可欠な施設である。 また、運営団体は入所者の出身市町村から構成され、その事業は市町村負担金及び県からの補助金、いこいの家利用者の利用料により運営されているが、施設運営に係る最低限の事業費となっていること、建築から相当の年数（あすなる療育園40年以上、わかば病棟いこいの家30年以上）を経過しており、老朽化に伴い修繕費が見込まれること、更に出身入所者が退所したとの理由から負担金を廃止する市町村があることから、今後、厳しい施設運営が見込まれる。 ○イーハトープ養育センター関係事業補助金 給食費が負担となり必要なサービスを受けられないという状況に陥らないよう、負担軽減を継続する。		

平成 29 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	02	01	134390	障がい児支援事業費

単位：千円

		28年度 決算額(A)	29年度 決算額(B)	30年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		2,290	2,062		△ 228
財源内訳	国・県				
	地方債				
	その他				
	一般財源	2,290	2,062		△ 228

※特定財源の内訳

--

事業期間	単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	-------	------	-----------------

部重点施策における目標
安心して子育てしています。

事業開始の背景・経緯
・国立療養所岩手病院及び国立病院機構花巻病院（旧南花巻病院）に入所する親の会の要望から、関係する県と市町村によりこいの家を設置。関係市町村で、運営団体を構成し、その負担金で管理運営をすることになった。
・イーハトーブ養育センターの利用は、平成18年の児童福祉法の改正により、給食費などが実費負担となったため、保護者の負担軽減を求めの要望があり、補助金を支給することになった。

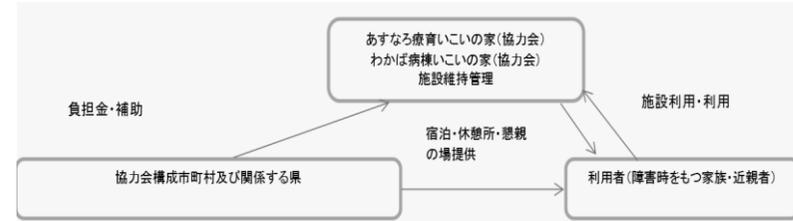
事業概要
○障がい児利用施設の運営支援
わかば病棟こいの家協会負担金
あすなる療育園協会加盟市町村負担金
イーハトーブ養育センター事業補助金

意見・要望等の状況（市政懇談会や支所執務、議会答弁対応その他意見・提言等）

担当部署 部名 健康福祉部 課名 障がい福祉課 担当係長 大竹 由香利 内線 512
(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

- 1 協会負担金 330千円 (H28 330千円)
あすなる療育園協会加盟市町村負担金(一関) 10千円
わかば病棟こいの家協会負担金(花巻) 320千円



- 2 イーハトーブ養育センター事業補助金 1,732千円 (H28 1,960千円)

補助金の積算方法

	一食あたり 単価	個人負担	食事提供 加算	補助 対象額	食事提供数	補助金額
	a	b	c	d=a-(b+c)	e	f=d*e
低所得世帯	984	70	400	514	110	56,540
一般世帯		230	300	454	2,598	1,179,492
その他世帯		380		604	821	495,884
合計					3,529	1,731,916

※世帯区分について
低所得世帯・・・児童発達支援：生活保護世帯・市町村民税非課税世帯
一般世帯・・・児童発達支援：市町村民税課税世帯（所得割額が28万円未満）
生活介護：生活保護世帯
生活介護：市町村民税非課税世帯（所得割額が16万円未満）
その他世帯・・・児童発達支援：市町村民税課税世帯（所得割額が28万円以上）
生活介護：市町村民税非課税世帯（所得割額が16万円以上）
放課後等デイサービス：全世帯

一食あたりの単価の積算方法

$$\frac{(\text{食材料費} + \text{管理費}(\text{調理委託料}) + \text{光熱水費})}{\text{食事提供数}(\text{職員食分を含む})} = \frac{5,692,609}{5,786} \div 984$$

平成18年10月に児童福祉法が改正されたことにより実費負担となった給食費について、保護者負担の軽減を図るため、補助を開始している。

平成 29 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-ド	事業名
一般	03	02	02	134550	障がい児通所等給付事業
総合計画	分野	暮らし			
	政策	2-5	福祉の充実		
	施策	3	障がい者福祉の充実		
目的	障がい児通所支援の利用等に要する費用の給付				
対象	障がい児通所支援を利用する児童とその保護者				
意図	身近な地域で支援を受けられるようになる。				
事業概要	…上記目的を実現するための事業手法を記載すること				
○障がい児通所等給付	サービス利用料のうち利用者負担分を除いた費用を給付				
市民参画の有無	【 対象外 】				
市民協働の形態	共催		実行委員会・協議会	事業協力・協定	
	後援・協賛		補助・助成	委託	
活動指標 (上記「事業概要」に対応)	単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
① 放課後等デイサービス利用児童数 (3月末)	人	計画	97	109	
		実績	99	96	
② 児童発達支援施設利用児童数 (3月末)	人	計画	35	29	
		実績	23	29	
③		計画			
		実績			
成果指標 (上記「意図」に対応)	単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
①		目標			
		実績			
②		目標			
		実績			
③		目標			
		実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
目的妥当性	公共関与の妥当性 <input type="radio"/> 妥当である <input type="radio"/> 見直し余地がある <input type="radio"/> 妥当でない	児童福祉法に基づき、障がい児通所支援利用者の通所給付決定と給付を行うものである。
有効性	成果の向上余地 <input type="radio"/> 向上余地がある <input type="radio"/> 向上余地がない	児童福祉法に基づき、障がい児通所支援利用者の通所給付決定と給付を行うものである。
効率性	事業費・人件費の削減余地 <input type="radio"/> 事業費の削減余地がある <input type="radio"/> 人件費の削減余地がある <input type="radio"/> どちらも削減余地がない	児童福祉法に基づく事務のため、削減余地はない。
公平性	受益と負担の適正化余地 <input type="radio"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="radio"/> 費用負担の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である	児童福祉法に基づき給付決定をし、定められた自己負担額を負担している。
総合評価 …上記評価結果の総括		
障がい児通所支援を利用する費用及び障がい児支援利用計画を作成する費用を給付することにより、障がい児が適切な療育支援を受けられるようにした。給付の実施が県から市に移ったことにより、身近な地域で申請等の手続きができ、また、障がい児支援利用計画を作成することにより、適切なサービス利用の支援を行っている。		

平成 29 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

担当部署 部名 健康福祉部 課名 障がい福祉課 担当係長 大竹由香利 内線 512

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

(単位：千円)

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	02	02	134550	障がい児通所等給付事業

単位：千円

		28年度 決算額(A)	29年度 決算額(B)	30年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		169,804	192,585		22,781
財 源 内 訳	国・県	132,951	144,218		11,267
	地方債				
	その他				
	一般財源	36,853	48,367		11,514

※特定財源の内訳

- ・国庫支出金 96,145 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金(1/2)
- ・県支出金 48,073 障害児通所給付費等県負担金(1/4)

事業期間	単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	-------	------	-----------------

部重点施策における目標

障がい者が自立した生活を送っています。

事業開始の背景・経緯

平成24年4月に障がい児を対象とした施設・事業の根拠規定が児童福祉法に一本化され、障がい児通所支援の給付決定や利用料の給付は、県から市へ権限移譲となった。障害者総合支援法の児童デイサービスも障がい児通所支援の放課後等デイサービスとして同法に位置づけられ

事業概要

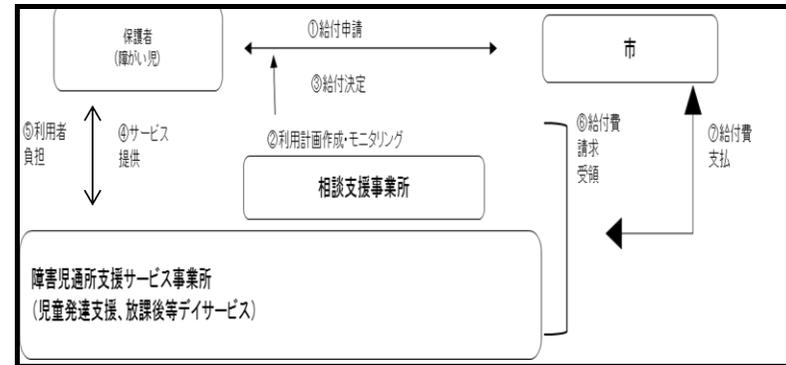
○障がい児通所等給付

サービス利用料のうち利用者負担分を除いた費用を給付

意見・要望等の状況（市政懇談会や支所執務、議会答弁対応その他意見・提言等）

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

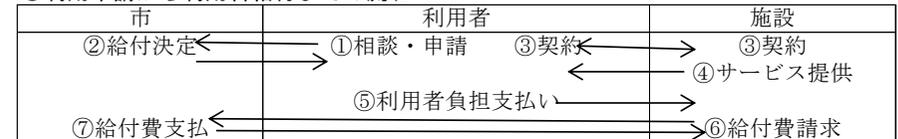
◎障がい児通所等給付事業 192,585千円(H28 169,804千円)



1 障害児通所支援 186,994千円 (H28 165,636千円)

- ・児童発達支援（未就学児） *（ ）は定員数
市内事業所：イーハトーブ養育センター(30)、こすもす（重心）(5)
- ・放課後等デイサービス（小学生から18歳到達後最初の3月末まで） *（ ）は定員数
市内事業所：ルンビニー学園（10）、たんぼぼ（10）、さくら（10）、こすもす（重心）（5）、第3たんぼぼ（10）、やさわの園（10）、チャレンジアカデミー花北（10）
- ・保育所等訪問
市内事業所：イーハトーブ養育センター

○利用申請から利用料給付までの流れ



※利用者負担は、政令で定める額または利用した費用の1割のいずれか低いほうの額
利用した費用のうち利用者負担分を超える額を給付する（事業所が代理受領する）

2 障害児相談支援 5,298千円 (H28 3,844千円)

- ・障害児通所支援の利用に係る障害児支援利用計画を作成する費用を給付する。
- ・市内の指定障害児相談支援事業所 6事業所

3 審査支払手数料 293千円 (H28 324千円)